

徳島県告示第九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第百五十八条の二第一項の規定により、令和三年十二月一日次のとおり私人に県税等の収納の事務を委託した。
令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

	委託した事務	委託した私人
	徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）（第三条に規定する県税等に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務の取りまとめ	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
同		ピリングシステム株式会社
同	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	国分グロースアーツチェーン株式会社
同		株式会社セブン・イレブン・ジャパン
同		山崎製パン株式会社
同		株式会社ファミリーマート
同		株式会社ポプラ
同		ミニストップ株式会社
同		株式会社ローソン
同	加盟店舗における徴収金の収納事務	株式会社しんきん情報サービス
同	スマートフォン等のアプリケーションを利用して納付された徴収金の収納事務	PayPay株式会社
同		LINE Pay株式会社
同		株式会社NTTドコモ
同		株式会社みずほ銀行
同		KDDI株式会社

[